資料2

水災害調査・対策検討委員会
規約

（名称）

第１条　本委員会は、「水災害調査・対策検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

（目的）

第２条　水管理・国土保全局所管分野における想定を超える浸水、土砂・洪水氾濫等による大規模な被害が発生した後、迅速に効果的な対応策を講じる観点から、被害実態と浸水等の現象の把握、課題の抽出を行い、ハード・ソフト両面から総合的な対応策の検討を行うことを目的とする。

（委員の任命）

第３条　委員は、有識者等から水管理・国土保全局長が任命する。

２　委員会は、別紙に掲げる有識者等で構成する。

３　臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（委員会）

第４条　委員会には座長を置き、委員会に属する委員のうちから、水管理・国土保全局長が指名する。

２　座長は、議長として委員会の議事を整理する。

３　座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。

４　委員会は、原則として公開で開催する。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

５　委員会の配布資料は、国土交通省ホームページに公開することを原則とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

６　委員会の議事要旨は、委員会後速やかに作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省ホームページに公開するものとする。

（事務局）

第５条　委員会の事務局は、水管理・国土保全局河川計画課河川計画調整室に置く。

２　対象とする災害に応じた担当部局を事務局に加えることができる。

３　事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

（雑則）

第６条　この規約に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

（附則）

この規約は令和８年９月 18 日から施行する。